

はじめに

所得税に限らず税の本は大きく 2 つのタイプに分かれます。

ひとつは、いわゆる「How to 本」と言われるもので、主として申告書の書き方、手引き書です。申告書の手引きを読めば申告書を作成することはできますし、それがこれらの本の目的でもあります。しかし、多くの場合「なぜ、このような規定になっているのか。」「なぜ、このような取扱いをするのか。」「どうして、このような計算をするのか。」といった疑問には十分に答えているとは言えません。

もうひとつの分野は、税の研究論文や研究発表に関するものです。これらの書は主として税務の仕事に携わっている者や税の研究者用に書かれています。税金の基本的な取扱いをすでに理解している人が、さらに進んで税法の理解を深めるための本であり、税法の知識の比較的少ない一般の読者には不向きです。これらの本は、税法の理解を深めるためには有益です。但し、研究論文等は、ある特定の項目について深く探求したものですから、税法全般について理解を深めようとするれば、たくさんの研究論文等を読まなければならないことになり、一般人にとってそれは不可能です。

一般の読者にとって、税法の取扱いや計算方法を学び、かつ、それらの根拠や考え方も同時に理解できる書物として本書を書きました。所得税の重要な項目については、法令の沿革や趣旨について説明し、また主な計算方法などについても、その計算の目的や考え方について解説しました。

本書では、できるだけ疑問を持ち、その事項について自ら考えるというスタイルを採っています。また、所得税法を理解するに当たって必要となる他の関連分野、会計、法人税、民法などに係る事項についても必要に応じて言及しました。説明に関しては、おおむね一般的、通則的な考え方に沿って記述していますが、一部には個人的な見解も含まれています。本書は、手引書ではありませんので、この本を参照すれば、申告書が書けるというものではありません。また、細部にわたる取扱いや税務手続き等の説明も省略しています。

本書の目的は、所得税の基本的な考え方を理解することにあります。ですから、調べたい所をつまみ食い式に読むのではなく、できれば初めから読んでいただければ幸いです。

平成 28 年 9 月

白水通人

目 次

第 1 章 総論

1-1 所得税の位置

○担税力に基づく税の分類	1
○所得税の法体系	3
○租税法律主義	6
○税法制定のプロセス	8

1-2 所得税の基本原則

○実質所得者課税の原則	11
○非営利性の原則	12
○実質主義と客観主義	16

1-3 所得税の計算の仕組み

○所得税における基本的用語	18
○所得税の計算例	19
○所得税の計算に係る疑問点	23
○所得税の全体像	24

1-4 納税義務者

○課税単位	25
○諸外国における課税単位	27
○納税義務者の区分に係る論点	31
○納税義務者の区分	31
○「みなす」と「推定する」	36
○納税者区分と課税所得の範囲	37
○課税権の範囲に係る考え方	39
○「非永住者」の定義の改正	40
○居住者と非居住者の区分の沿革	41
○納税者と課税関係のまとめ	42
○借用概念の検討	43

○源泉所得税の納税義務者（法人）	44
○源泉所得税の納税義務者（非居住者）	45
○源泉徴収義務者をめぐる法律関係	47
○人格のない社団等	48

1-5 所得の意義

○所得の意義	49
○純資産増加説	51
○取得型所得概念と消費型所得概念	53
○制限的所得概念と包括的所得概念	54
○所得の発生源泉	56
○課税対象とならない経済的利益	58
○違法な原因に基づく経済的利益	62
○所得区分の意義	63
○所得の区分	64

1-6 非課税所得

○非課税所得と免税所得	67
○非課税所得の意義	69
○主な非課税所得の内容	70
○学資金と扶養料	71
○相続税と所得税の二重課税	72
○二重課税	76
○損害賠償金等の非課税	80
○生活用動産の譲渡	86
○強制換価手続等による譲渡所得	87

1-7 青色申告

○青色申告の意義	88
○青色申告の対象となる税	89
○青色申告の要件	90
○青色申告の特典	91

1-8 課税の方法

○総合課税と分離課税	93
○二元的所得税	94
○税負担の調整	96
○所得税額の計算	105

第2章 収入と必要経費

2-1 収入と経費の計算原則

○収入と経費の計上基準	107
○事業所得における収入と経費の計算例	108

2-2 収入金額

○収入金額の概念	110
○経済的利益に対する課税	114
○棚卸資産の自家消費	120
○棚卸資産の贈与と低廉譲渡	122
○棚卸資産等と固定資産等の低廉譲渡の違い	123

2-3 収入金額の計算基準

○収入金額の計上に係る考え方	125
○所得区分における収入計上基準	128
○権利確定主義	130
○発生主義	132
○発生主義の例外	134
○国庫補助金	136

2-4 必要経費

○所得計算における必要経費の位置	138
○必要経費の意義	139

○必要経費の範囲	140
○必要経費の要件	142
○債務確定基準	143
○家事費	147
○親族へ支払う費用等	150
○法文の解釈	153
○事業専従者控除	155

2-5 棚卸資産

○資産の区分	161
○棚卸資産の意義	162
○棚卸資産の評価方法	166
○棚卸計算の例	169

2-6 減価償却費

○減価償却の意義	170
○減価償却の対象となる資産	173
○減価償却費計算の3要素	175
○減価償却資産の取得価額	176
○国庫補助金等によって取得した資産の取得価額	181
○定額法と定率法	183
○定率法	186
○減価償却資産の耐用年数	189
○修繕費と資本的支出	193

2-7 繰延資産

○繰延資産の意義	201
○繰延資産の償却	202

2-8 租税公課

○必要経費になる費用とならない費用	204
○事業税と所得税の取扱い	205

○事業廃止年分の事業税の見込控除	207
------------------	-----

2-9 その他の経費

○家内労働者等の取扱い	210
○概算経費の控除	213

第3章 各種所得金額

3-1 利子所得

○利子所得の範囲	218
○利子所得の特徴	221

3-2 配当所得

○配当所得の論点	222
○配当所得の範囲	223
○配当の支払者における経理処理との関係	226
○負債利子控除	227
○みなし配当	228
○解散による残余財産の分配に係るみなし配当	231
○合併に係るみなし配当	232
○資本の払い戻しに係るみなし配当	236
○配当所得の課税方法	239
○配当所得と利子所得の境界	242

3-3 不動産所得

○不動産所得の範囲	243
○敷金、権利金等の取扱い	245
○必要経費の計算	246
○不動産所得の性質	248

3-4 事業所得

○事業所得の範囲	249
----------	-----

○事業所得と他の所得との区分の意義	250
○他の所得との区分	251
○事業に付随する所得の区分	256
○個人事業税における事業との違い	258

3-5 給与所得

○給与所得の意義	258
○給与所得と事業所得との違い	259
○報奨金、表彰金、賞金等と給与所得	260
○給与所得の遡及訂正	260
○給与所得控除	261
○給与所得者の特定支出控除	263
○ストックオプションと給与所得	266

3-6 退職所得

○退職所得の範囲	272
○死亡退職金の取扱い	275
○収入金額の年度帰属	276
○退職所得金額の計算	277
○退職所得に係る課税の方法	281

3-7 山林所得

○山林所得の意義	283
○分収造林契約等に係る所得	286
○山林所得金額の計算	287
○課税山林所得に対する税額の計算	289

3-8 一時所得

○一時所得とは	290
○一時所得の所得金額の計算	291
○「その収入を得るために支出した金額」の意義	292

3-9 雑所得

○雑所得の範囲	298
○利子所得との境界	301
○事業所得との境界	303
○雑所得の計算方法	304
○雑所得の損益通算	305

第4章 譲渡所得

4-1 譲渡所得の概要

○資産の譲渡に係る所得区分	307
○譲渡所得の概要	308
○譲渡所得における資産の属性	311
○金銭債権の譲渡	312

4-2 譲渡の範囲

○譲渡所得における「譲渡」の範囲	314
○譲渡担保	316
○保証債務の履行のための譲渡	317
○減価償却資産の譲渡	320
○借地権の設定等	322
○みなし譲渡	324
○譲渡所得における対価性	329
○譲渡所得と事業所得	330

4-3 譲渡所得の計算

○譲渡所得の収入すべき時期	332
○譲渡所得の計算	334

4-4 個人の事業譲渡

○個人の事業譲渡の形態	338
○資産を譲渡する場合	340

○資産を贈与する場合・	341
○資産を相続する場合・	343
○棚卸資産の贈与と相続・	344

4-5 土地、建物の譲渡所得

○土地、建物の譲渡の分離課税・	346
○土地、建物の譲渡に係る税額の計算・	347
○相続税の取得費加算の特例・	353
○土地、建物の譲渡に係る税率・	357

4-6 土地、建物の譲渡の特例

○土地、建物の譲渡の特例の概要・	358
○居住用財産を譲渡した場合の特例の概要・	360
○居住用財産を売却した場合の 3,000 万円の特別控除と軽減税率の特例・	362
○特定の居住用財産を売却した場合の買換えの特例・	364
○収用等により資産が買取られた場合の 5,000 万円の特別控除の特例・	371

4-7 有価証券の譲渡所得

○有価証券譲渡課税の概要・	375
○申告分離課税・	377
○源泉分離課税・	380
○総合課税・	381
○公社債等の譲渡所得・	382
○土地等の短期譲渡・	385

第 5 章 課税所得金額の計算

5-1 損益通算

○損益通算の趣旨・	387
○損益通算の対象にならない所得・	388
○損益通算のできない損失・	390
○損益通算の方法・	396

○損益通算の対象となる所得金額	399
-----------------	-----

5-2 損失金額の繰越し又は繰戻し

○純損失の繰越控除等の趣旨	402
○損失金額の繰越しと繰戻し	405

第6章 所得控除

6-1 所得控除の概要

○所得控除の意味	408
○所得控除の分類	409
○「合計所得金額」と「総所得金額等」	411
○所得控除の概要	413

6-2 雑損控除

○雑損控除の沿革	415
○雑損控除の計算要素	417
○損失の範囲	418
○雑損控除の対象となる損害金額	421
○雑損控除の控除額	427
○雑損控除の帰属年度	433
○災害減免法との選択適用	435

6-3 医療費控除

○医療費控除の沿革	436
○医療費控除が認められる親族の範囲	437
○「生計を一にする」の意味	438
○医療費控除の範囲	439
○医療費控除の判定要素	440
○医療費控除額の計算	443

6-4 社会保険料控除

○社会保険料控除の沿革	444
-------------	-----

○社会保険料控除の対象となる親族の範囲	446
○社会保険料控除の対象となる社会保険料	447
○社会保険料控除額	448

6-5 小規模企業共済等掛金控除

○小規模企業共済等掛金控除の沿革	448
○小規模企業共済等掛金控除の概要	449
○小規模企業共済制度の概要	450

6-6 生命保険料控除

○生命保険料控除の沿革	450
○生命保険料控除の控除額	451
○年金掛金に係る所得控除の検討	454

6-7 地震保険料控除

○地震保険料控除の沿革	456
○地震保険料控除の対象となる保険料等	457
○地震保険料控除の控除額	458

6-8 寄附金控除

○寄附金控除の沿革	459
○寄附金控除	463
○政治活動に係る寄附金控除の特例	465
○認定特定非営利法人等に係る寄附金控除の特例	470
○ベンチャー企業投資促進税制の沿革	472
○ベンチャー企業投資促進税制の内容	473
○寄附金控除の意義	476

6-9 障害者控除

○障害者控除の沿革	478
○障害者控除の内容	479

6-10 寡婦（寡夫）控除

- 寡婦（寡夫）控除の沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 482
- 寡婦（寡夫）控除の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 482
- 寡婦控除の今日的課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 486

6-11 その他の所得控除等

- 勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 486
- 配偶者控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 487
- 配偶者特別控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 489
- 扶養控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 491
- 基礎的人的控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 492
- 親族の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 493
- 基礎控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 495

第7章 税額の計算

7-1 平均課税

- 変動所得と臨時所得・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 496
- 平均課税の計算の仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 498

7-2 税額控除

- 税額控除の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 503

7-3 配当控除

- 配当控除の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 507
- 配当控除額の計算・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 510

7-4 外国税額控除

- 国際課税の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 512
- 国際的二重課税の発生・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 518
- 国際的二重課税排除の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 520
- 外国税額控除の対象となる外国所得税額・・・・・・・・ 523

○みなし外国税額控除	524
○外国税額控除の計算	525

7-5 住宅取得等に係る特別控除

○住宅取得等に係る特別控除の概要	528
○住宅借入金等特別控除	530
○特定増改築等住宅借入金等特別控除	539
○住宅耐震改修特別税額控除	541
○住宅特定改修特別税額控除	542
○認定住宅新築等特別税額控除	544

は、事業者であるかどうかに関わらず個人として一般的な行為です。一方、無償の行為によって経済的利益を受けた者については、その利益は所得とみなされ課税対象となります。無償の行為であっても、棚卸資産を自家消費した場合などには、例外的に収入を計上しなければいけない場合があります。

○実質主義と客観主義

所得の名義上の帰属者と実際に利益を享受する者が異なる場合には、所得は利益を享受する者に帰属するとする実質所得者課税の原則は、所得税における「実質主義」のひとつの表れです。「実質主義」とは、事実に基づいて法律関係を決定することを意味します。例えば、他人名義の預金に入金された金銭が他者に帰属するとすれば、その他者が所得者となります。また、事業者がある種の収入を得ている場合に、請求書、領収証等の何ら収入を証明する書類等がなくても、その事業者がある種の収入を得ている限り、その収入は事業者に帰属します。このように、収入（所得）の認定の場面では、事実上納税者が収入を得ている場合には、これを計上しなければなりません。このような取扱いの根底に、事実を重視する「実質主義」の考え方があります。

しかし、所得税全般について一様に実質主義が実践されるわけではありません。時として、実質より形式性、客観性が重視される場面もあります。客観性を重視する考え方を「客観主義」と呼びましょう。このことを、雑損控除を例に考えてみましょう。雑損控除とは、住宅や家財、車などが水害、盗難等によって損失を受けた場合にその損失額のうち一定の金額を所得控除する制度です。その趣旨は損害により減少した個人の担税力を補填することにあります。

法律の規定では、盗難による損失は雑損控除の対象となるが、詐欺による損失は対象とはなりません。この理由について考えてみましょう。外出中に自宅に泥棒が入り100万円を盗まれた場合には、不可抗力による損失なので、この損失を税法が補填する意味はあると考えられます。一方、投資話に乗り数百万円の利益を得ようとした結果100万円の損失を被った場合では、その損失はいわば自ら引き起こした損失なのであえて税法が補填する必要はないと考えられます。ですから、盗難による損失は雑損控除の対象とするが、詐欺による損失は対象としないと定めることは合理的です。この場合、詐欺による損失は不可抗力に基づくものではないので損失金額を所得控除しない、ということがその理由です。

次に詐欺による損失のケースをもう少し検討してみると、例えば物事の判断力の衰

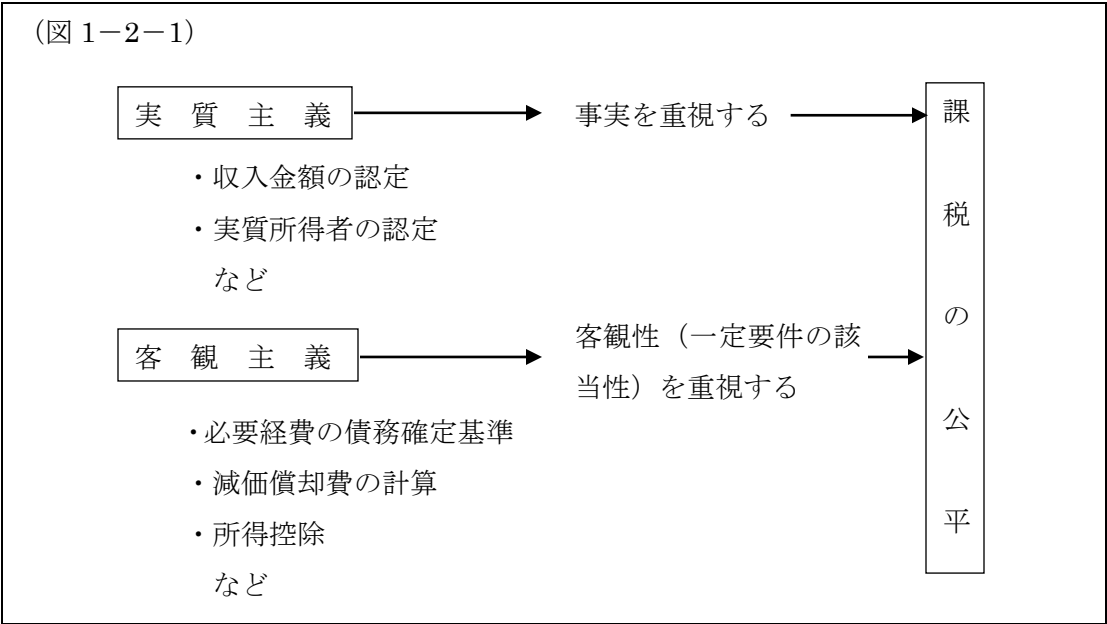
えた一人暮らしの高齢者が詐欺によって 100 万円失った場合はどうでしょうか。内容によっては、ほとんど自己に責任がなく騙される場合も多いと考えられます。このような場合には、盗難と同様に詐欺による損失も不可抗力による損失と認められるので雑損控除の対象とすべきでしょうか。もし、そうだとすれば、詐欺の場合の責任の程度やどの程度の不可抗力性があったかを個々の事例で検討して雑損控除の対象になるかどうかを判断しなければならないこととなります。しかし、このようなことは実務上ほとんど不可能です。

税法を公平に適用するためには、その基準が客観的であることが重要です。「盗難による損失は不可抗力によるものであり、詐欺による損失は必ずしも不可抗力によるものとは言えない」という客観的基準で税務の取扱いを区分することは合理的です。詐欺による損失の中には、事実上避けようのなかったものもあるでしょうが、詐欺と認定された事案についてその都度、不可抗力の有無を確認することはできません。税務は同時大量に発生する事案に適切、公平に適応しなければいけませんので、客観的な観点から法律を適用することは、大きな意味で課税の公平を実現することにつながります。

このような客観主義の考え方は主として、必要経費の算入、所得控除等の場面で適用されています。必要経費の計上基準として、もちろん事業のために消費したことは第一条件ですが、その費用を必要経費として計上するためには「債務確定基準」という客観的基準を充足することが必要です。減価償却費の計上についても、固定資産を事業の用に供していれば当然償却費が発生するわけですが、減価償却費として費用化できる金額は一定の客観的計算方法によって算出された金額です。住宅取得控除は、借入で住宅を取得した場合に、借入金額の一定割合の額を税額控除する制度です。この場合も、借入さえあれば常に住宅取得控除を受けることができるのではなく、取得家屋の面積、必要書類が揃っていることなどの条件を満たした時にのみ控除を受けることができます。

このように、所得税法では、収入（所得）の発生、認識の場面では主として「実質主義」がその取扱いの根底にあるのに対し、必要経費、所得控除等の認定の場面では主として「客観主義」が根底にあると考えられます。収入の計上は、納税者の任意に任せるわけにはいきませんので、事実上収入がある限りは必ず収入に計上しなければいけないとする制度が必要です。この制度を裏付けるものが、「実質主義」です。一方、必要経費の計上や所得控除の適用は、ある意味、納税者の選択に任せている面があります。これらの事項は納税者にとって有利な事項ですから、ことさら事実に基づいて

経費を計上し、所得控除を適用するように働きかけなくても自らそのように努力します。ですから、一定の客観的条件を充足した場合に、経費を計上し、所得控除を適用する制度となっています。この制度の根底にあるものが、「客観主義」です。さらに、「実質主義」も「客観主義」も共に、大きな意味で課税の公平に貢献するものです。ふたつの主義の関係は図 1-2-1 のとおりです。



1-3 所得税の計算の仕組み

○所得税における基本的用語

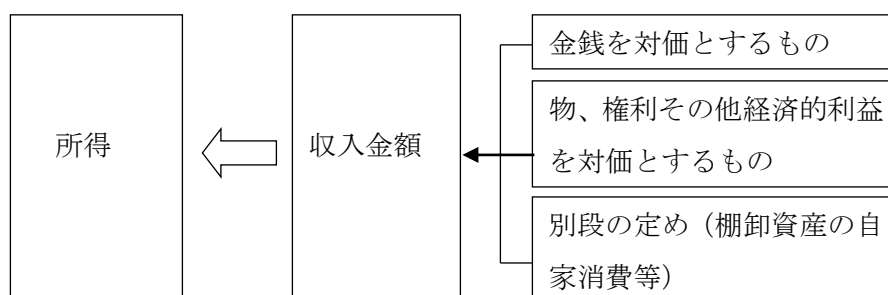
所得税の分野では、一般の用語と異なる用語が使われています。これらの用語の意味を理解しておくことは所得税の理解には欠かせませんのでここで主な用語を説明しましょう。

簡単な税金の計算例を用いて用語の説明をしましょう。ここでは、税率や所得控除金額等は、計算を簡単にするため架空の数字を使用します。サラリーマン A の年収が 5,000,000 円で配偶者控除や生命保険料控除等の所得控除が 800,000 円あったとしましょう。税率を 10% とすると所得税額は以下のように計算されます。

(所得税額の計算)

1. 所得区分の確定

(図 1-5-5)



○課税対象とならない経済的利益

包括的所得概念によれば、担税力を増加させる全ての経済的利得を所得に含めますが、

利得が発生しているが未だ課税すべき状態にない利得もあります。そのような利得に①売買等により未だ実現されていない資産の未実現利益、②自己の財産の利用及び自家労働から得られる経済的利益であるインピューテッド・インカム（帰属所得）があります。

①未実現利益

未実現利益には、大きく分けると 2 つの性質のものがあります。（ア）資産の含み益としての未実現利益、（イ）企業間の内部利益としての未実現利益、です。所得税で検討されるものは、（ア）の資産の含み益に係る未実現利益です。

（ア）資産の含み益としての未実現利益

ここでいう未実現利益とは潜在的に利益の発生が認められるものの会計上未だ利益として計上することが適当でない利得を言います。未実現利益は、「未だ」実現していない利益なので、将来実現する可能性があるがまだ実現したとは言えない利益を指します。未実現利益は、会計上利得として認識しないので、課税上も課税対象に含まれません。

例えば、10 年前に 5,000 万円で購入した土地が値上りし現在価値が 8,000 万円である場合、潜在的な土地の値上り益 3,000 万円（8,000 万円－5,000 万円＝3,000 万円）は認められますが、その土地を譲渡しない限り利益は「実現」しません。「実現」とは、利益が現金、未収入金などの現実に財産と同視し得るものに変換されている状態を言

います。この場合、現金などの明確な対価が生じていない潜在的な土地の値上り益 3,000 万円を会計上利益として認識することは適当ではありません。仮に、利益と認識すれば、現金等の財産的裏付けのない、いわば架空利益を計上することになり、会社の場合であれば、出資者や債権者の利益を害することになります。ですから、未実現利益は、会計上利益とは認められず、当然課税上も課税対象所得とはなりません。潜在的な土地の値上り益 3,000 万円は、未だ課税対象とすべき状態（課税適状）にないといえます。土地が実際に売却され、土地の値上り益 3,000 万円が現金となった時点で課税適状になったと認められます。

他の未実現利益の例としては、未だ譲渡していない有価証券の値上り益などがあります。

含み益は、利益として認識されず課税対象となりませんが、含み損はどうでしょうか。含み損が生じると考えられる資産は、土地、有価証券、棚卸資産などがありますが、これらの資産の帳簿価額は原則として取得価額です。但し、棚卸資産については、時価が下落した場合には例外的取扱いがあります。例えば、婦人服の小売業者が洋服を 1,000 で仕入れ、1 年後にこの洋服が流行遅れ等の原因により時価 200 になったとしましょう。この場合、青色申告者について 12 月 31 日の棚卸商品の評価額を 1,000 ではなく 200 とすることが認められています。その結果、商品の含み損 800 ($1,000 - 200 = 800$) が売上原価として必要経費に算入されることになります。棚卸資産の評価において、時価が取得価額より低い場合に時価で評価する方法を低価法といいます。

(イ) 企業間の内部利益としての未実現利益

ここでいう未実現利益として、例えば連結会社間において親会社が子会社へ商品を売却したが子会社の在庫としてある状態の親会社で計上されている利益などがあります。連結会社間では、グループ企業全体でひとつの会計主体とされるので、内部の企業間での取引は単なる商品の移動であり、外部へ販売されて初めて利益が実現したと認識されます。

例えば、親会社が 100 で仕入れた商品を 120 で子会社に売却すると、親会社では「現金 120 / 売上 120」、子会社では「仕入 120 / 現金 120」と仕訳しますが、親会社で記帳された利益 20 ($売上 120 - 仕入 100 = 利益 20$) は、現実には外部へ販売して生じた利益ではないので未実現利益となります。決算時には、内部取引は相殺され、「売上 120 / 仕入 120」利益 20 は消去されます。

これまで検討してきたように、含み益（未実現利益）は利益と認識しないが、含み損は例外的に費用と認識するということになります。このような取扱いは一見矛盾し

ているように見えますが、利益を見る立場を考えると容易に理解できます。まず、利益を課税側（課税する立場）から観察すると、税を多く徴収するためには利益を多く、費用を少なく計上することが望まれます。ですから、含み益を利益として認め、含み損を費用と認めない立場になります。次に事業に係る債権者の立場から利益を観察しましょう。事業者が資金を貸し付けている者にとって、最大の関心事は債権を回収することです。この立場の者にとって、実際に資金的裏付けのない売上を計上することは、事業の財政基盤を弱くし債権回収を困難にします。含み損については、例えば、将来売れる可能性のほとんどない棚卸資産に関しては、近い将来売却損がほぼ確実に発生するので、棚卸資産の価額を減額し損失を計上することは健全な財政状態を保つ上で必要な措置です。

このような会計処理の要請は、企業会計原則の1つである「保守主義の原則」に基づくものです。同原則は、「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」と規定しています。この原則は、具体的な会計処理について、「予想の利益は計上してはならず、予想の損失は計上しなければならない」という要請を意味します。このように、未実現利益を利得として認識しない事は、事業に関わる債権者等を保護する観点から要請される「保守主義の原則」のひとつの表れであると理解できます。

②インピューテッド・インカム（帰属所得）

インピューテッド・インカム（帰属所得）とは、例えば自宅を所有している人は家賃を支払う必要がなく、家賃を支払わなくてよい利得を所得と捉えます。例えば、Aは、自宅を持っています。今回、転勤により家族とともに別の場所に住むようになったため、家を借りるようになり、月10万円の家賃を払うことになりました。しかし、将来また、自宅に住む予定なので、自宅は月10万円で人に貸すことにしました。この場合、Aは、10万円の家賃を受取って、10万円の家賃を支払うのですから、自宅に住んでいた時と比べて現金の収支は全く変わりません。しかし、家賃を受取るようになったため、不動産所得が発生し、税金を払わなければならないことになりました。

現金の収支は同じなのに、なぜ税金を払わなければならないのか疑問になります。これは、自宅に住んでいた時には、家賃を支払わなくてもよい利得、つまりインピューテッド・インカム（帰属所得）が存在していたにもかかわらず、課税適状になかったものが、今回不動産収入を得るようになってインピューテッド・インカム（帰属所得）が課税適状になったためと考えられます。

もうひとつ例を考えてみましょう。工務店を営む個人事業者Bが自分で自宅を建設

しました。材料費は 15,000,000 円で、労賃を 0 円とすれば自宅を 15,000,000 円で取得できたことになります。他の人がこの工務店に同じ家の建設を依頼すれば、建設費は材料費 15,000,000 円と工賃 5,000,000 円の計 20,000,000 円になります。この時点では、B は、時価 20,000,000 円の家を 15,000,000 円で取得できた訳ですが、自己の労働から得られたインピューテッド・インカム（帰属所得）5,000,000 円を所得と認識することはできません。

しかし、B がこの家を建築後すぐに 20,000,000 円で売却した場合には、譲渡所得 5,000,000 円（ $20,000,000 - 15,000,000 = 5,000,000$ ）が発生します。通常、譲渡所得は資産の値上り益に対して課税されますが、この場合建築後すぐに家の価値が 5,000,000 円増加したとは考えられません。むしろ、売却によって自己の労働から得られたインピューテッド・インカム（帰属所得）5,000,000 円が実現したと考える方が合理的です。

帰属所得は、一般に「自己の財産及び自家労働から得られる経済的利益」と説明され、帰属家賃（自己が所有する住宅に住むことによって得られる利益）、帰属賃金（自己の家事労働から得られる利益）、帰属収益（自己が製造し又は仕入れた棚卸資産の消費によって得られる利益）、帰属使用料（自己の所有する自動車、家具などの消費財の使用から得られる利益）などがあります。

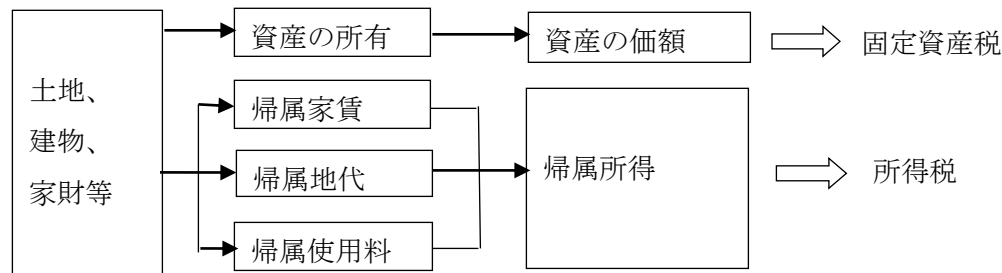
帰属所得は、将来発生する可能性のある潜在的な所得であり、発生した場合には上の例 A、B の場合のように不動産所得や譲渡所得といった所得形態により実現されます。また、帰属所得は、例えば、居住用財産を所有しているという特定の状況を、居住用財産を所有していない状況の人と対比した場合に初めて認識されるものですから、対比の基準となる状況を広く捉えるか狭く捉えるかで、帰属所得の範囲は異なってきます。このように、帰属所得の範囲を明確にし、所得金額を正確に測定することは困難であるため、一般的には課税されていませんが、帰属収益については、棚卸資産の家事消費（所法 39、40）として課税されています。

外国では、過去にインピューテッド・インカムが課税された例があります。かつてのスウェーデンでは、家屋の評価額の 75% の 2% をインピューテッド・インカムとして課税対象としていました。自宅が 4,000 万円の場合、600,000 円（ $40,000,000 \times 75\% \times 2\% = 600,000$ ）が他の所得と総合されて課税されていました。しかし、家屋の評価額に係る課税については、資産の所有について固定資産税を賦課し、さらにインピューテッド・インカムにかかる所得税を賦課することには問題がありそうです。

上の例では、固定資産の所有という事実に対して、固定資産税と帰属所得に係る所

得税という 2 つの課税の発生が考えられます。固定資産税は、資産の価値を基に資産を所有している事実に応税力を求めています。帰属所得は、資産を保有することから生じる家賃、地代を支払わなくてもよい利益、家具その他の財を無料で使用することのできる利益を所得と認識しています。この点で、2 つの税は別々の種類の利得に対して課税しているといえます。この関係は図 1-5-6 のとおりです。

(図 1-5-6)



(解説)

理論的には、地代等を支払わなくてもよい帰属所得の存在を認めることはできるが、実務上その利益を適正に評価することは困難なので、帰属所得を資産の価額を基に算定し、固定資産税として課税していると考えられることもできます。つまり、資産を所有しているということの漠然とした利益の具体的内容は、家賃やその他使用料等を払わなくてもよいという帰属所得であると考えられることもできます。このように資産の所有に係る利得を帰属所得と考えると、本来の所得計算は、「帰属所得＝帰属収入－経費」となりますが、帰属収入も経費も評価することができないので、便宜上この所得計算に替えて「帰属所得＝資産評価額×一定の割合」として計算することができます。つまり、固定資産税等の資産に係る税は、帰属所得を資産の価額を基に算出した所得税に代わる税と考えることもできます。

○違法な原因に基づく経済的利益

違法行為、瑕疵ある意思表示などによって得た経済的利益が所得となるかどうかについては、二つの考え方があります。

2-4 必要経費

○所得計算における必要経費の位置

事業所得等の所得金額の計算式は、「所得金額＝収入金額－必要経費」ですが、全ての所得計算において「必要経費」が使用されるわけではありません。「必要経費」がどの所得計算について使用されるかを確認します。

必要経費について概括的に規定した条文は、所得税法 37 条です。その 1 項では、「～不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、～」と規定し、2 項では、「山林につき～事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、～」と規定されています。その他、必要経費が明記されている場合として資産損失の必要経費算入について「～不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産～について、取りこわし、除却、滅失～により生じた損失の金額は、～必要経費に算入する」と規定されています（所法 51①）。そのほかにも貸倒引当金の必要経費算入（所法 52①）などにも必要経費に算入することが規定されています。これらの条文を参照すると、必要経費が所得計算上、使用される所得は、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得の 4 つです。これら 4 つの所得計算に関しては、それぞれの条文に収入金額から必要経費を控除して所得金額を算出することが規定されています。例えば、不動産所得では、「不動産所得の金額は、その年中の不動産所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする」と定められています（所法 26②）。

上の 4 つ以外の所得区分においては、必要経費という文言を使用せずそれぞれの条文で所得金額の計算方法を明示しています。例えば、給与所得については、「給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする」と定められています（所法 28②）。一時所得の所得計算において収入金額から控除する金額は、必要経費と似た性格を持っていますが、必要経費ではなく、「その収入を得るために支出した金額」という表現を使っています。

必要経費の特徴をまとめると、

- ①必要経費は、不動産所得、事業所得、山林所得、雑所得の所得計算上控除されるものの、
- ②必要経費は大きく分けると、所得税法 37 条に規定される原価、費用等の必要経費と別段の定めにより規定される必要経費の二つの種類がある、の 2 つになります。

所得税法 37 条では売上原価と一般管理費等の 2 種類のことを必要経費とし、別段の定めにより、資産損失（所法 51）、貸倒引当金（所法 52）、事業に専従する親族がある場合の必要経費（所法 57）などを定めています。

○必要経費の意義

必要経費は、所得金額の計算上当然に収入金額から控除されますが、「なぜ収入金額から控除」されるのかについて、例 2-4-1 で考えましょう。

（例 2-4-1）

（例）

- ・ 投下資本として現金 100 万円を差入れた
- ・ 現金で商品 100 万円を仕入れ、
- ・ 商品を現金 120 万円で売却した
- ・ 所得に対し税率 50%で課税する

としましょう。この事例で①必要経費を控除する場合、②必要経費を控除しない場合、について投下資本がどう変化するかを検討します。

（計算）

①必要経費を控除する場合

- ・ 損益計算は、売上 120 万円－仕入（必要経費）100 万円＝所得 20 万円
- ・ 税金は、20 万円×50%＝10 万円
- ・ 投下資本（現金）は、100 万円－100 万円（仕入）＋120 万円（売上）－10 万円（税金）＝110 万円となり、投下資本は、100 万円から 110 万円へ 10 万円増加しました。

②必要経費を控除しない場合

- ・ 損益計算は、売上 120 万円－仕入（必要経費）0 円＝所得 120 万円
- ・ 税金は、120 万円×50%＝60 万円
- ・ 投下資本（現金）は、100 万円－100 万円（仕入）＋120 万円（売上）－60 万円（税金）＝60 万円となり、投下資本は、100 万円から 60 万円へ 40 万円減少しました。

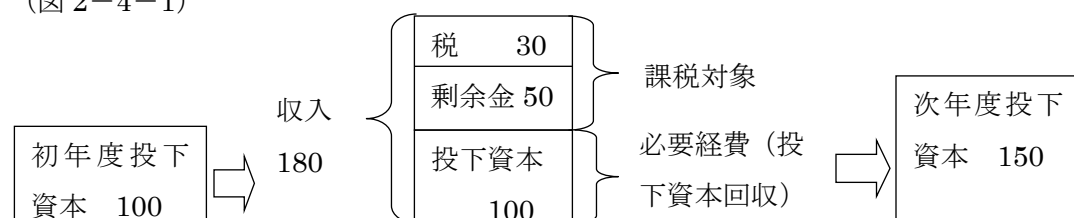
（解説）

①の必要経費を控除する場合では、利益に対して課税されるので、利益の一部は次年度の投下資本に加算され年度を重ねるに従い投下資本は増加し、拡大再生産を行うことができます。これに対し、②の必要経費を控除しない場合では、収入金額に対して課税されるため、課税が投下資本にまで及び投下資本額が年度を経る毎に減少し生

産高が減少し事業継続ができなくなります。支出金額のうち必要経費に算入できる金額をその 100%ではなく、70%や 50%に制限しても、結果的に投資資本額は減少し拡大再生産は困難となります。

上の例で理解できる通り、必要経費を控除しなければ、元手である投下資本にまで課税が及び、資本を維持できなくなります。必要経費とは、「所得を獲得するための投下資本の回収部分」と言いかえることもできます。必要経費を控除するということは、投下資本の回収部分に課税されることを避けることにより、原資を維持しつつ拡大再生産を図るという資本主義経済の根本をささえるための方法です。原資を維持し、利益部分にのみ課税することにより、経済発展を図ることに必要経費を控除することの意義があります。この関係を示すと図 2-4-1 のようになります。

(図 2-4-1)



○必要経費の範囲

必要経費の範囲について、所得税法は、「その年の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く）の額とする。」と規定されています（所法 37①）。

必要経費の範囲について、所得税法は、必要経費の定義を掲げることなく、必要経費という入れ物に入れるべきものを規定しています。必要経費の定義を設けると、その解釈により必要経費の範囲が不明確になることを避けるために、具体的に必要経費に含まれるものを列挙する方法をとっています。同様に、必要経費に算入しないものについても、定義を設けず、家事上の経費、所得税、一定の損害賠償金などを必要経費という入れ物に入れないと規定しています（所法 45）。

200 万円に係る課税が×3 年から×6 年へ延期されたことになり、この 2 年度での課税所得金額の合計額は 500 万円と同額です。

(ウ)「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」の特例は、③の「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」と選択適用できます。

③「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」(措法 41 の 19)
この制度の内容は次のとおりです。

(ア) 特定新規中小会社の株式を払込みにより取得した場合、その取得に要した金額について寄附金控除が適用されます。特定新規中小会社は、設立 3 年未満の中小企業で研究者の人数や試験研究費の額、営業キャッシュフローが赤字である等の一定の要件を満たす会社です。株式取得の方法も金銭の払込みによることが要件となっています。寄附金控除額は次の算式で計算された金額となります。

$$\begin{array}{lcl} \text{寄 附 金} & & \\ \text{控 除 の} & = & \left(\begin{array}{l} \text{その年中に} \\ \text{支出した特} \\ \text{定寄附金等} \\ \text{の金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その年中に取得した控} \\ \text{除対象特定新規株式の} \\ \text{取得に要した金額} \\ \text{(1,000 万円を限度)} \end{array} \right) - 2,000 \text{ 円} \\ \text{額} & & \end{array}$$

(総所得金額等の 40%を限度)

(イ) この特例を受けた場合、適用を受けた年の翌年以降の特定新規株式の取得価額は取得に要した額から適用を受けた控除額を差引いた額(圧縮額)となります。課税の延期の効果は②の場合と同じです。

(ウ) 特定新規中小会社の株式を取得した年に株式譲渡所得が発生している場合には、「特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例」と②の「特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等」の特例とのいずれかを選択適用できます。

○寄附金控除の意義

寄附金控除は、その国の社会情勢や人々の考え方によってその制度が異なります。

フランスでは、寄附金控除の対象となる団体は、2 種類のものに分けられます。1 つは「困っている人々を助ける団体」、他の一つは、「公共社会に役立つと認められた団体」です。控除額は、「困っている人々を助ける団体」に対する寄附金は寄附した額の 75%（但し一定の限度額があります）、「公共社会に役立つと認められた団体」については、寄附した額の 66%が控除されます。但し、寄附金控除は課税所得金額の 20% 相当額が限度となっており、20%を超えた金額は、翌年以降 5 年間繰越すことができます。フランスの寄附金控除は所得控除ではなく税額控除です。

アメリカでは、寄附の慣行が一般的に根付いているといえます。1995 年から 2002 年のデータによると主要国の GNP に対する寄附金の比率はアメリカが 1.85 で世界 1 位、カナダが 1.17 で 3 位、日本は 0.22 で 29 位となっています。アメリカは究極の資本主義国ですから資本主義による貧富の差の拡大を抑制するためにも政策的に寄附を奨励している面もあります。アメリカでは、適格組織(qualified organization)に対する寄附は慈善寄付金 (charitable contribution)として所得から控除されます。適格組織とは、教会、ユダヤ教会、寺院、連邦、州政府、地方自治体、公共の目的を有する学校、医療提供機関などをいいます。個人の納税者は、その年の調整総所得の 50% を限度に慈善寄付金控除（所得控除）を受けることができ、控除制限超過額は翌年以降 5 年間にわたり繰り越すことができます。

寄附金は、所得控除や税額控除を通じて節税にはなりますが、寄附金として現金を支出することを考えれば自分の財産が減ることに変わり有りません。しかし、寄附金控除の意義は、自ら税金の使い道を決めることができる点にあります。寄附金控除を利用しなければ、私たちが払う税金は一般財源に充てられその用途を自ら指定することはできませんが、寄附金として支払えば、そのお金は、特定の教育機関の発展や災害復興に特化して使用されます。これは、税金の用途を自ら指定できることを意味しています。

但し、所得控除や税額控除が適用される寄附金を無制限に認めると、本来、国がその用途を指定すべき財源が寄附者個人の意思によって任意に決定される結果となります。このような事態を避けるために控除を受けられる寄附金の額には所得金額の一定割合以下という限定が付いています。もし、所得制限がなければ、高額所得者は自分の意のままに特定の団体などに寄附を行い、国の財政運営にも支障をきたすことにもなりかねません。